（経営管理等）

第２条　貸金業が健全な発展を実現していくためには、協会員における代表者、取締役及び執行役等の経営者（以下「経営陣」という。）自らが率先して法令等遵守態勢の整備等に努める等、資金需要者等の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要である。経営陣は、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、業務の適正な運営を確保するため、法令等の遵守をチェックする内部管理部門及び被監査部門とは独立して法令等の遵守をチェックする内部監査部門の機能を強化するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する為の対応態勢の構築や、利益相反が生じる可能性のある業務に係る内部牽制機能を充実させるなど、法令等遵守態勢の確立・整備を経営上の最重要課題の一つとする。

特に、監督指針に記載された、いわゆる不祥事件が発生した場合には、社内規則等に則った内部管理部門への迅速な連絡及び経営陣への報告、監督当局への第一報、事後対応における内部牽制機能の適切な発揮、再発防止の為の改善策や情報開示等について適切に対処する必要がある。

２　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　法令等遵守及び適正な業務運営を経営の重要課題とした基本理念（ポリシー）

⑵　経営陣の責務（特に、コンプライアンス態勢の構築）

⑶　内部管理部門を担当する部署及び責任体制

⑷　反社会的勢力への対応態勢の構築

⑸　内部管理部門による検査、監視及び牽制態勢

⑹　内部監査部門の整備、監査業務内容及び監査結果の処理（個人業者にあっては、業務を適切に遂行しているか検証するための方法及び経営者の責任）

⑺　法令等の違反など、重大な問題が発生した場合の社内態勢（経営陣への報告、関係当局への報告及び届出、事実関係の調査、資金需要者等への対応、再発防止策の策定、情報開示、責任の明確化等を含む）

（法令等遵守態勢）

第３条　協会員が、貸金市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令及び社内規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、資金需要者等からの信頼を確立し、ひいては貸金市場の健全性を確保するうえで重要である。

協会員は、業務の適正な運営を確保する観点から、コンプライアンスに係る基本的な方針、具体的な実践計画や行動規範等を示した社内規則等を定め、収益目標に偏重することなくコンプライアンスを重視し、またこれについて適宜の見直しを行う必要がある。

２　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　コンプライアンスに係る基本方針及び役職員に対する周知徹底方法

⑵　貸金業を適切に行うために遵守すべき諸法令及び協会の定める自主規制規則等

⑶　業務の透明性を確保するための情報開示基準及び手続き

⑷　法令等に則った業務運営が行われているかどうかの検証方法

（反社会的勢力による被害の防止）

第３条の２　協会員が、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。

もとより、貸金業者として業務の適切性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組むことが必要である（反社会的勢力のとらえ方については、平成23年12月22日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」を参照。）。

２　協会員が、反社会的勢力による被害を防止するためには、当協会、業界団体等又は全国暴力追放運動推進センターから提供された、反社会的勢力に関する情報（以下、「反社情報」という。）を積極的に活用する必要がある（ただし、当協会等から提供される反社情報と同等の反社情報を自ら収集・蓄積し、又はグループ内で共有している場合は、当該情報を使用すること。）。

反社情報の活用に際しては、当協会、業界団体等又は全国暴力追放運動推進センターが定める当該情報の取扱い等に係る規定等を遵守しなければならない。

３　協会員が、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備が必要である。

４　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　反社会的勢力との関係遮断のため組織的に対応するための方策

⑵　反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築（反社情報の一元的管理、外部専門機関との連携等を含む）

⑶　反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施態勢（反社情報の活用、暴力団排除条項の導入等を含む）

⑷　反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、適切な事後検証の実施態勢

⑸　反社会的勢力との取引解消に向けた対応方法

⑹　反社会的勢力による不当要求に対処するための社内態勢

⑺　株主情報の適切な管理態勢

⑻　反社会的勢力による被害防止に係る規定の担当役職員に対する周知徹底方法

⑼　反社会的勢力による被害防止の取組みが適切かどうかの検証方法

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第４条　資金需要者等に関する情報について、安全管理措置を図ることは資金需要者等の信頼を確立し、ひいては貸金業界の健全性を確保するうえでも重要である。協会員が、資金需要者等に関する情報の適切な取扱いを行うためには、貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）第10条の２及び第10条の４の規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年４月２日閣議決定）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第６号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（同告示第７号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（同告示第８号）、同ガイドライン（匿名加工情報編）（同告示第９号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第１号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（同告示第２号）及び協会の「個人情報保護指針」の規定に則った、社内態勢の整備を図る必要がある。

２　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　個人情報保護に関するガイドライン

⑵　クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報を保有する場合には、当該クレジットカード情報の取扱いに係る社内態勢

⑶　法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第１条第４項第14号）を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る社内態勢